

平成29年(再イ)第148号
北九州市小倉南区南方5丁目3番13-201号
再生債務者 浅野 由香
1 決議に付する再生計画案 平成30年3月16日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 平成30年4月16日
3 再生計画案に対する回答期間 平成30年4月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

平成29年(再イ)第30号
兵庫県明石市魚住町西岡2343番地 プレス
テーザ明石魚住アルカンシェル206号
再生債務者 菅見ひとみ
1 決議に付する再生計画案 平成30年3月8日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 平成30年4月27日
3 再生計画案に対する回答期間 平成30年4月27日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係
小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
平成29年(再イ)第10005号
茨城県古河市東3丁目5番13号 チャペルB
再生債務者 栗田 浩一
1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月20日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月10日まで
平成30年3月27日 水戸地方裁判所下妻支部

1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月23日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月23日まで
平成30年3月26日 大阪地方裁判所第6民事部
平成30年(再イ)第5号
大阪府吹田市津雲台6丁目19番1-106号
再生債務者 丹羽 裕
1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月15日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月23日まで
平成30年3月26日 大阪地方裁判所第6民事部

平成29年(再イ)第44号
三重県桑名市大字森忠1765番地24
再生債務者 石原 慎也
1 決議に付する再生計画案 平成30年3月15日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 平成30年4月17日
3 再生計画案に対する回答期間 平成30年4月17日まで
平成30年3月27日 津地方裁判所四日市支部
平成30年(再イ)第3号
岡山市中区原尾島3丁目7番7号 エスポアル22 307号
再生債務者 板本 健氏
1 決議に付する再生計画案 平成30年3月20日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 平成30年4月17日
3 再生計画案に対する回答期間 平成30年4月17日まで
平成30年3月27日 岡山地方裁判所第3民事部

平成29年(再イ)第126号
仙台市宮城野区新田東3丁目12番地の5
サーバス小鶴新田駅前605
再生債務者 大宮司雅之
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。
平成30年3月26日 仙台地方裁判所第4民事部
給与所得者等再生による再生手続開始
平成30年(再イ)第1号
埼玉県入間郡毛呂山町南台1丁目30番地13
再生債務者 原 拓也
1 決定年月日時 平成30年3月22日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 平成30年4月12日まで
4 一般異議申述期間 平成30年4月26日から平成30年5月7日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成29年(再イ)第21号
さいたま市北区本郷町1027番地1本郷の杜プラン307
再生債務者 深山 正康
1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月20日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月17日まで
平成30年3月27日 さいたま地方裁判所第3民事部
平成30年(再イ)第1号
愛知県安城市今池町2丁目2番13号 コープ野村新安城南式番館404
再生債務者 八木 博之
1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月16日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月17日まで
平成30年3月27日 名古屋地方裁判所岡崎支部

平成29年(再イ)第3号
神戸市西区白水1丁目43番12号
再生債務者 松下 剛
1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月8日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月27日まで
平成30年3月27日 神戸地方裁判所明石支部再生係
給与所得者等再生による再生計画認可
平成29年(再イ)第10039号
大阪府吹田市上山手町1-10
再生債務者 辰己 正芳
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 平成30年3月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年3月26日 東京地方裁判所民事第20部

平成29年(再イ)第33号
青森市千富町2丁目7番10号
再生債務者 長内 克暢
1 決議に付する再生計画案 平成30年3月20日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 平成30年4月24日
3 再生計画案に対する回答期間 平成30年4月24日まで
平成30年3月27日 青森地方裁判所民事部再生係
平成29年(再イ)第3号
岡山市中区原尾島3丁目7番7号 エスポアル22 307号
再生債務者 板本 健氏
1 決議に付する再生計画案 平成30年3月20日付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 平成30年4月17日
3 再生計画案に対する回答期間 平成30年4月17日まで
平成30年3月27日 岡山地方裁判所第3民事部

平成29年(再イ)第126号
仙台市宮城野区新田東3丁目12番地の5
サーバス小鶴新田駅前605
再生債務者 大宮司雅之
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。
平成30年3月26日 仙台地方裁判所第4民事部
給与所得者等再生による再生手続開始
平成30年(再イ)第1号
埼玉県入間郡毛呂山町南台1丁目30番地13
再生債務者 原 拓也
1 決定年月日時 平成30年3月22日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 平成30年4月12日まで
4 一般異議申述期間 平成30年4月26日から平成30年5月7日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成29年(再イ)第21号
さいたま市北区本郷町1027番地1本郷の杜プラン307
再生債務者 深山 正康
1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月20日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月17日まで
平成30年3月27日 さいたま地方裁判所第3民事部
平成30年(再イ)第1号
愛知県安城市今池町2丁目2番13号 コープ野村新安城南式番館404
再生債務者 八木 博之
1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月16日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月17日まで
平成30年3月27日 名古屋地方裁判所岡崎支部

平成29年(再イ)第3号
神戸市西区白水1丁目43番12号
再生債務者 松下 剛
1 意見聴取に付する再生計画案 平成30年3月8日付け再生計画案
2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 平成30年4月27日まで
平成30年3月27日 神戸地方裁判所明石支部再生係
給与所得者等再生による再生計画認可
平成29年(再イ)第10039号
大阪府吹田市上山手町1-10
再生債務者 辰己 正芳
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 平成30年3月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年3月26日 東京地方裁判所民事第20部

平成29年(再イ)第8号
仙台市青葉区堤町1丁目7番3-302号(従前住所) 仙台市泉区八乙女中央5-28-8-211、宮城県多賀城市高橋4-23-21 1-101
再生債務者 藤田 裕也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 平成30年3月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年3月26日 仙台地方裁判所第4民事部

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 平成30年3月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年3月27日 宇都宮地方裁判所真岡支部
会社その他の公告
合併公告
左記会社は合併して申はる権利義務全部を承継して存続しはることをいたしました。この合併に反対する権利のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。組織変更後の商号は株式会社アールエフエフとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十年四月四日 群馬県高崎市東町一三四一三二一五〇一 アールエフエフ合同会社 代表社員 森田 公輔

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。組織変更後の商号は株式会社アールエフエフとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十年四月四日 群馬県高崎市東町一三四一三二一五〇一 アールエフエフ合同会社 代表社員 森田 公輔

平成29年(再イ)第11号
千葉県我孫子市台田4丁目4番50-608号
エステ・スクエア北柏岩番館
再生債務者 黒田 長
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 平成30年3月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年3月27日 千葉地方裁判所松戸支部民事部

合併公告
左記会社は合併して申はる権利義務全部を承継して存続しはることをいたしました。この合併に反対する権利のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。組織変更後の商号は株式会社アールエフエフとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十年四月四日 東京都国立市富士見台一丁目三番地八、メ、ン ション社一〇一 LAXMI CORPORATION合同会社 代表社員 ケーシー・フナル・マンズ

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。組織変更後の商号は株式会社アールエフエフとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十年四月四日 埼玉県朝霞市宮戸四丁目一〇番四五号 有限会社植産業 代表取締役 榎本 晋一

平成29年(再イ)第17号
京都市南区西九条比永城町26番地の1
再生債務者 本庄 健次
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 平成30年3月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年3月27日 京都地方裁判所第5民事部再生係

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して申はる産業電池電源事業部の持株本部が行う持株事業に關してこの有する権利義務を承継しはる承継させることにいたしました。この会社分割に反対する権利のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。組織変更後の商号は株式会社アールエフエフとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十年四月四日 東京都千代田区内神田一丁目一番七号 神田木村企業組合 代表理事 平野 徳子

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。組織変更後の商号は株式会社アールエフエフとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十年四月四日 大阪府中央区南久宝寺町四丁目四番一〇号 大通商事株式会社 代表取締役 陳 文通

平成29年(再イ)第4号
福島市森合字屋敷中3-2 ヘルシャンテマリー201号室(住民票上の住所) 北海道札幌市豊平区月寒東5条12丁目4番33号
再生債務者 池田 徹
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 平成30年3月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年3月27日 福島地方裁判所

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して申はる産業電池電源事業部の持株本部が行う持株事業に關してこの有する権利義務を承継しはる承継させることにいたしました。この会社分割に反対する権利のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。組織変更後の商号は株式会社アールエフエフとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十年四月四日 東京都杉並区天沼一丁目四番五号 ツモリロード合同会社 代表社員 津森 修一

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することになりました。組織変更後の商号は株式会社アールエフエフとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。平成三十年四月四日 愛知県松山市余戸一丁目三番三三三号 株式会社日本エアーソリューションズ 代表取締役 富士原 裕